

令和8年度 香美町立幼稚園預かり保育事業 利 用 の し お り



利用にあたって守っていただく大切な事項を記載しています。
必ず最後までお読みください。

幼稚園預かり保育事業について

1 幼稚園預かり保育事業とは

幼稚園教育時間終了後等に、幼稚園における保育を希望する園児を対象として、預かり保育を行う事業です。国の一時預かり事業（幼稚園型）に基づいて実施し、保護者が就労している等により家庭での保育が困難な世帯を支援します。

教育時間終了後も園児が安心して過ごすことができる場所を提供し、仕事と子育ての両立を支援するため実施します。

2 運営方針

家庭的な雰囲気を含み、定型化することなくのびのびとした環境をつくり、園児の活動性を尊重しながら、健全な遊びと正しい生活習慣を身につけるように指導します。

3 対象児童

利用の対象となる児童は、香美町立香住幼稚園の在園児で、父・母および70歳以下の同居家族（大人）全員が次の事由のうちいずれかに該当する場合です。

- (1) 日常の家事以外の労働をすることを常態としていること（月48時間以上）。
- (2) 妊娠中または出産後間もないこと（出産後は2ヶ月まで）。
- (3) 疾病、負傷または精神・身体に障害を有していること。
- (4) 同居または長期入院中の親族を常時介護または看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動中または起業準備中であること（期間は3ヶ月、継続可）。
- (7) 就学していること（職業訓練校における職業訓練を含む。）。
- (8) 虐待やDVのおそれがあること。
- (9) 育児休業を取得する時点で既に預かり保育事業を利用している児童がいる場合（その児童の継続利用）。
- (10) 保護者の都合により一時的に利用を希望する場合（一時利用の場合）。
- (11) その他、香美町教育委員会が認める場合（高齢であり、かつ児童を保育することが困難である場合を含む）。

※旧奥佐津、旧佐津、柴山、長井、余部小学校区にお住いの園児は、住所地の放課後児童クラブか香住幼稚園の預かり保育事業のいずれかをご利用いただけます。放課後児童クラブの利用につきましては、対象者へ配布する案内又はホームページをご確認ください。

4 実施時間・場所及び定員

- (1) 学期中
 - ・月曜日～金曜日 降園時刻から18時まで
 - ・土曜日 7時30分から18時まで
- (2) 長期休業期間中
 - ・月曜日～土曜日 7時30分から18時まで

(3) 幼稚園が臨時休業となった場合

警報発令や感染症の流行により幼稚園が臨時休業となった場合は、基本的には預かり保育を実施しますが、園児の安全や感染の危険性を考慮して、自宅での保育もご検討ください。なお、臨時休業時は弁当を持参してください。

※しおりの最後に幼稚園課業日・休業日と預かり保育の対応表を載せています。

(4) 実施場所と定員

施設名	所在地	定員
香住幼稚園	香住区香住1595-9	90

5 預かり保育事業を実施しない日

- (1) 日曜日、国民の祝日
- (2) 8月13日～15日、12月29日～翌年1月3日
- (3) その他特別の事情がある場合

※(1)の「日曜日、国民の祝日」が幼稚園の登園日の場合でも、降園後の預かり保育は実施しません。

6 利用の形態

- (1) 年間または1ヶ月単位で利用する場合（継続利用）

※長期休業期間のみの利用については継続利用となりますが、夏休みは2ヶ月換算、春休み・冬休みはそれぞれ1ヶ月換算とします。

- (2) 短期間において1日単位で利用する場合（一時利用）

※原則、利用希望日の3日前までに幼稚園へ利用申込みが必要です。

利用希望日の3日前を過ぎてからの申込みについてもできる限り対応を考えますが、状況により利用できない場合があります。

7 利用料等

- (1) 利用料

利用園児1人につき下表のとおりですが、「保育の必要性の認定」を受けると、利用日数に応じて、利用料が無償化されます。詳細は、(2)「無償化上限額」をご覧ください。

階層区分	算定基準	継続利用の利用料の額 (月額)	一時利用の利用料の額 (日額)
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,500円	500円
	ひとり親世帯等	0円	0円
3	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	7,000円	1,000円
	ひとり親世帯等	3,500円	500円
4	市町村民税所得割課税額 77,101円以上	7,000円	1,000円

※利用料以外におやつ代として1,000円を別途徴収します。一時利用時のおやつ代は50円(日額)を別途徴収します。

※ただし、物価高騰に伴い、おやつ代の改定を検討しておりますのでご了承ください。

※継続利用において、月の中途（１６日以降）に利用開始した場合、または月の中途（１５日以前）に利用中止した場合における開始月（中止月）の利用料は半額とします。ただし、開始月（中止月）が７月及び８月の場合を除きます。

※多子世帯の軽減を実施しています。

◎第２階層に該当する世帯

利用料を支払う保護者と生計を一にする園児の「きょうだい」がいる場合、最年長の子どもから順に２人目以降については０円になります。

◎第３階層に該当する世帯

利用料を支払う保護者と生計を一にする園児の「きょうだい」がいる場合、最年長の子どもから順に２人目は半額、３人目以降については０円になります。また、ひとり親、障害児（者）のいる世帯等は、２人目以降から０円になります。

◎第４階層に該当する世帯

小学校３年生以下の範囲において園児の「きょうだい」がいる場合、小学校３年生以下の最年長の子どもから順に２人目は半額、３人目以降については０円になります。

(2) 無償化上限額

利用日数に応じて月額が無償化上限額は変動します。

無償化上限額 ＝ ４５０円 × 利用日数

（算定のイメージ）

	利用料 (A)	利用 日数 (B)	無償化上限額 (C) 450円×(B)	無償化対象 (D) (AとCを比較 して少ない額)	実質負担額 (A)－(D)
例１	7,000円	10日	4,500円	4,500円	2,500円
例２	7,000円	20日	9,000円	7,000円	0円
例３	3,500円	10日	4,500円	3,500円	0円

※おやつ代は、無償化の対象外です。

(3) 保険料

園児の傷害保険は幼稚園が加入する独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となります。

8 利用の制限

- (1) 疾病があり他に感染するおそれがある場合や、幼稚園において出席停止中である場合については、預かり保育の利用を制限します。
- (2) 発熱やケガなどにより、預かり保育事業で園児を預かることが難しい場合は、利用の制限や、お迎えを依頼する場合があります。保育中の体調不良やケガなどの場合は、直ちに連絡しますので速やかにお迎えをお願いします。

9 利用料の納付期限

預かり保育事業の利用料は、口座からの振替納付または納付書にてお願いいたします。

納付期限、口座振替日は利用月の翌月の20日です（20日が金融機関休業日のときは翌営業日）。※長期休業期間のみ利用される場合も、月ごとに納付していただきます。

振替できなかった場合は、納付書をお送りしますので、役場または最寄りの金融機関にてお納めください。

なお、利用料の納付期限の翌日から起算し3ヶ月間以上経過したときに利用料の納付が確認できない場合、利用の決定を取り消す場合もありますのでご了承ください。

10 送迎

下記にご留意のうえ、保護者の責任において送迎をお願いします。

- (1) 時間の延長は認められませんので、時間厳守をお願いします。
- (2) 預かり保育実施場所へは保護者の方がお迎えに来てください。保護者の方が送迎できないときは、責任の持てる方（高校生以上の年齢の方）にお願いしてください。その場合は、必ず事前に幼稚園にお知らせください。
- (3) 連絡事項などがある場合がありますので、お迎えや、土曜日、長期休業日の送りの際には預かり保育に従事している職員と必ず顔を合わせていただきますようお願いいたします。

11 事前にご連絡いただく事項

- (1) お子さんが欠席される場合
- (2) 臨時休業となった場合（出欠をお知らせください）
- (3) 保護者以外の方がお迎えに来られる場合
- (4) 連絡先が変更になる場合（勤務先や携帯電話番号を変更した場合など）
- (5) 事業の利用の必要がなくなった場合（利用中止の手続きが必要となります）
- (6) 事業の利用期間を変更したい場合（変更の手続きが必要となります）

12 弁当の持参

土曜日や夏休み、臨時休業時など幼稚園で給食が提供されない日は、弁当を持参してください。

また、幼稚園へ持参する水筒（お茶）は、季節により量を考えて持たせてください。

（預かり保育事業ではお茶は用意しません。）

13 持ち物について

特別ご用意いただくものはありませんが、季節などを考え必要なものがあれば幼稚園から連絡させていただきます。

14 その他

- (1) 新年度は4月1日から預かり保育事業をご利用いただけます。
- (2) 他の園児とトラブルの原因になるため、自宅からおもちゃなどを持参させないでください。
- (3) おやつの関係で、園児にアレルギー（アトピー等）がある場合は、利用申請書の児童の健康状態等欄へ必ず記入してください。
- (4) 仕事が終わりましたら、できるだけ早めの迎えをお願いします。また保護者の方の仕事がお休みの日には、家庭での保育にご協力をお願いします。
- (5) 利用申請された内容に変更があった場合は「変更届」を、利用を中止（休止）される場合は「利用中止（休止）届」を提出してください。用紙は、幼稚園に備え付けしています。
- (6) 幼稚園の通園について、遠距離通学費補助金の交付を受けている方については、預かり保育事業を利用する場合は登園時（片道）のみの補助となります（帰りは保護者による送迎のため）。
- (7) その他、ご不明な点がありましたら、幼稚園または香美町教育委員会こども教育課へお問い合わせください。

幼稚園名	電話番号
香住幼稚園	0796-36-0416

教育委員会担当課

こども教育課管理係 電話 0796-94-0101（代）

幼稚園課業日・休業日と預かり保育の対応表

【幼稚園の学期中の対応】

幼稚園の状況・対応		預かり保育の対応	保護者の対応
月～金曜日	登園	降園時刻～18:00	
土曜日	休業日	7:30～18:00	
行事等の振替休業日	休業日	7:30～18:00	
幼稚園休業日における登園日（日曜日、祝日を除く）	登園	降園時刻～18:00	
朝の時点で警報発令	臨時休業	7:30（臨時休業確定後）～18:00	状況により自宅での保育もご検討ください。
授業開始後に警報発令	一斉降園（一斉下校）	一斉下校時刻～18:00	お迎えの時間にご配慮ください。
特別警報発令	臨時休業	臨時休業 （朝 6:30 の時点で特別警報が発令されている場合、その日の途中から解除となっても休業とします。）	自宅で保護してください。事業利用後に発令された場合は、直ちにお迎えをお願いします。
不審者情報など園児の安全が確保されない場合	一斉降園（一斉下校）	一斉下校時刻～18:00 （状況により判断します。）	
集団風邪など	臨時休業（園閉鎖）	7:30～18:00	状況により自宅での保育もご検討ください。

【長期休業日の対応】

幼稚園の状況・対応		預かり保育の対応	保護者の対応
月～土曜日	休業日	7:30～18:00	
登園日	登園	降園時刻～18:00	
警報発令	休業日	7:30～18:00	（開始時刻前） 状況により自宅での保育もご検討ください （保育時間中） お迎えの時間にご配慮ください。
特別警報発令	休業日	臨時休業 （朝 6:30 の時点で特別警報が発令されている場合、その日の途中から解除となっても休業とします。）	自宅で保護してください。事業利用後に発令された場合は、直ちにお迎えをお願いします。
不審者情報など園児の安全が確保されない場合	休業日	7:30～18:00 （状況により判断します。）	

※警報発令とは、香美町に次の警報が出た時のことです。

【大雨警報・洪水警報・大雪警報・暴風警報・暴風雪警報】（波浪・高潮警報は除きます）

※非常時については、上表の対応ができない場合もありえますので、その際は個別に連絡させていただきます。

連絡・問い合わせ先

幼稚園名	電話番号
香住幼稚園	0796-36-0416

教育委員会担当課

こども教育課管理係

電話 0796-94-0101（代）